

京都市訓令甲第 1 号
序 中 一 般

京都市局長等専決規程の一部を次のように改正する。

令和3年4月16日

京都市長 門 川 大 作

別表第2人事担当局長の項第2号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項に規定する」及び「(以下「新型コロナウイルス感染症」という。)」を削る。

別表第2子ども若者未来部長の項中第18号を第19号とし、第15号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の1号を加える。

(15) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の給付の決定及び給付金の支出決定に関すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)